

第2回 姉妹・友好市町村

10月27日(日)午前10時～午後3時 市役所中庭

わくわく交流フェスタ

三鷹市は、全国の11の市町村と交流しています。

昨年3月に詩人三木露風ゆかりの地としての縁から姉妹都市提携を結んだ兵庫県龍野市をはじめ、昭和39年から交流を続けている姉妹町の福島県矢吹町、全国の「鷹」のつく自治体が集まったホークスサミットの4町、市民レベルでの友好を深め平成元年に友好市町村共同宣言を行った2市3村と、日ごろから、文化・産業などの交流や防災協力など、さまざまな形で親善を深めています。これらの市町村の郷土芸能や特産品・名産品を紹介する「わくわく交流フェスタ」。郷土色豊かな秋のイベントに、ぜひお出かけください。

⇒消費生活係 ☎内線2545

ホークスサミット

山形県白鷹町
郷土食「芋煮」「こんにゃく」と、農産物の販売、リンゴとラフランスのセット500組プレゼント

北海道鷹栖町
特産品トマトジュース・しそジュース・ワイン・米などの販売

秋田県鷹巣町
郷土食「串付みそタンポ」「米代うどん」と、みちのくラーメン・きりたんぼセット・いぶり漬け・米代うどん、比内地鶏などの販売



福島県矢吹町の郷土芸能「北陵太鼓」



友好市町村

山形県戸沢村
郷土食「サクラムスの塩麹」と「原木なめこ汁」試食、新米・漬物・餅加工品の販売

岩手県遠野市
郷土食「ひつつみ」と名産品の「りんご」・干しいたげやお菓子類の販売

長野県川上村
農産物の白菜・生しいたげ・長いもやまんじゅうなどの販売

長野県小谷村
郷土芸能「信州小谷太鼓」の披露 郷土食「なめこ汁」の試食および振舞い餅とアイスクリーム・信州味噌・きのこ・ポロ織・俵炭などの販売

山形県新庄市
名物料理「ためきそば」と特産品の新庄漬け・くじら餅・しそ巻・ゆべし・納豆・赤かぶ漬け・揚げまんじゅうの販売

姉妹町・姉妹都市

福島県矢吹町
郷土芸能「北陵太鼓」の披露 郷土食「きじそば」 特産品泥付曲がりねぎ・大根・米・地酒・菓子類などの販売

兵庫県龍野市
特産品玄米ワイン「夕焼けロマン」・各種醬油・そらめん・皮革製品の販売

◇花と植木のチャリティオークション（JA東京むさし三鷹緑化センター）11：40から
◇三鷹商工会加盟店による模擬店
◇各市町村紹介パネル展（市役所市民ホールで）

街頭労働相談

雇用・賃金・保険・年金・労働安全衛生・パート労働などの相談
相談員は、労働基準監督署・公共職業安定所・社会保険事務所・東京都労政事務所・多摩東部地域産業保健センターの専門相談員。各種資料も無料配布。
▽10月31日(木)午前10時～午後3時 J.E.三鷹駅前口コンコース入口
▽生活経済課 ☎内線254

過労死・労災年金相談

働きすぎが主因の脳・心臓疾患治療中の方、または死亡した労働者の遺族。過労からくるうつ病、ストレスで悩んでいる方、労働災害・通勤災害にあつた方相談を受け付けています。相談は無料。
労働年金相談所 ☎0120-114603

建設現場で働く方の退職金は

「建設共」は、事業主が変更
11月8日(金)まで、ハローワーク三鷹 ☎47-8000へ申し込む。

11月のパソコン教室

パソコン初心者コースからワード・エクセル・デジタルカメラ・ホームページ作成講座まで、会場は三鷹産業プラザ1階ワンタネットカフェ。▼http://www.mitaaka.ne.jp/tnop/

東京都最低賃金を改正

東京都最低賃金は、10月から時間額10円になり、月給制・日給制・時給制などすべてに「時間額」が適用されることになりました。くわしくは、東京都労働局賃金課 ☎3814-5311へ。

就職面接会の参加企業を募集

12月4日(日)、市とハローワーク三鷹の共催で就職面接会を行います。仕事を探している方と事業所の方が一堂に会し、その場で面接が出来ます。面接会に参加希望の事業所はお早めにご連絡ください。

11月のパワポイント

◆「役立つWord&Excelシリーズ」季節のはがき作成(全2回) 10月30日・11月6日の水曜日午前
◆「役立つWord&Excelシリーズ」表のあやふし作成(全2回) 11月13・20日の水曜日午前
◆「わかりWord・Atto」夜間講座(全4回) 11月7日(木)・14日(日)・21日(日)・28日(日)の土曜日午前
◆「楽しく広がるデジタルライフ」(全4回) 11月10日・23日の土曜日午前
◆ビジネスエクセル(全3回)

11月の金曜日午後

◆「11月の金曜日午後」11月1日・22日の金曜日午後

消費者セミナー

「薬と薬の飲み合わせ、薬と食品の食べ合わせについて」
▷11月7日(木)午後1時30分～3時、消費者活動センターで。講師は、東京都薬事監視課の矢澤知子さん。
▶10月21日(月)から、同センター ☎内線2545へ申し込む。先着30人。

ビジネスプランコンテスト・プラン募集

市と「まちづくり」の三鷹主催。地域の新しい産業・新しい企業・新しい人材を育てるため、独自の事業計画を募集します。優れたプランには奨励金が授与されます。(最優秀賞10万円、学生ベンチャー賞20万円、地域貢献賞20万円)ほか、また、募集期間中から、より質の高いプランを作成できるようにプロセス重視の支援も行います。
新規事業・事業拡大・新分野進出などの形態、法人・年齢・業種・住所(地域)などの制限はありません。

11月11日・25日の月曜日夜間

◆エンジョイマック(全2回) 11月25日の土曜日午前
◆「11月25日の土曜日午前」11月25日の土曜日午前
◆「11月11日の月曜日夜間」11月11日の月曜日夜間

11月20日(金)当日消印有効

http://www.mitaaka.ne.jp/tnop/から申請書をダウンロードして、郵送・持参・Eメールのいずれかでお申し込みください。
◆「まちづくり」の三鷹 ☎060-8440-9750
Eメール: info@mitaka.ne.jp

市税だより

お済みですか
今月は市民税・都民税第3期分の納期(納期限は10月31日)となっております。納期内納付で協力ください。
なお、市税を未納のままにしておきますと、延滞金(14.6%)が当該納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間については年4.1%(6%)が加算されます。納付が困難な場合は、納付が困難な場合(延滞)を申請して、延滞金を減額させていただきます。

市税の納付は

市では、平成15年度固定資産税・都市計画税の課税のため、家屋の現況調査を行っています。平成14年11月20日以降に新築および増改築された家屋については、市の調査員(固定資産評価補助員)が同様に家屋の内部を見せたいいただき、平面図を作成し、建築資料などを調べますので、協力ををお願いします。
なお、取り壊した家屋があるときは、法務局(登記所)への届け出とともに、調査員に申し出るか係までご連絡ください。

固定資産税・都市計画税の非課税扱いの申告

平成15年1月1日現在で次の条件を満たす私道は、申告によって、平成15年度以降の固定資産税・都市計画税が非課税扱いとなります。
①職員が1人以上であること
②使用上の制限を設けず、不特定多数の方が利用していること
③起点・終点が公道に接続していること
また、それ以外の私道であっても2戸以上の家屋が並んでいて、不特定多数の方が通行に使っている場合は対象となります。④原則として私道部分に分筆されているもの。分筆されていないもの、求積図など、私道部分が特定できるもの。▼くわしくは資産課税 ☎内線2366へ、申告の締切は平成15年1月31日です。
※すでに非課税扱いを受けている私道については、申告の必要はありません。

家屋の調査に伺います

市では、平成15年度固定資産税・都市計画税の課税のため、家屋の現況調査を行っています。平成14年11月20日以降に新築および増改築された家屋については、市の調査員(固定資産評価補助員)が同様に家屋の内部を見せたいいただき、平面図を作成し、建築資料などを調べますので、協力ををお願いします。